

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新見市長 石田 實

市町村名 (市町村コード)	新見市 (33210)
地域名 (地域内農業集落名)	神郷地域 (坂根・河原・三信・安信・門前・岩屋・下谷・新在家・野田・新市・湯舟・小谷・大熊、竹ノ下・中田井屋・奥田井屋・重藤・下油野・吉田・上油野・三室・開拓・木谷・大原・仲村・長久・上梅田・下梅田・柳原・野原・わし尾・野原・上和忠・下和忠・本村・三ヶ市・奥谷・押合・佐角・大忠・田口・上野新田・下野新田・上三坂、下三坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・鳥獣害による農地法面の崩壊に懸念があるため、集落内の担い手を中心に定期的な点検や、鳥獣害対策をする必要がある。
- ・耕作者の高齢化により担い手が減少し、耕作放棄地が増加する恐れがあるため、担い手の確保と、農地と一体となった周辺林地の下草刈り、水路、農道の管理等を行う必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農業の継続が困難となった農地が生じた場合のサポート体制の構築を図る。
- ・既荒廃農地を協定内に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈りや、防虫対策等の保全管理を行う。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	480.24 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	480.24 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積・集約化の方針

耕作放棄地の発生を防止するため、事前に話し合いなどにより担い手への集積計画を作成することで、リタイヤや規模縮小する農業者の農地を把握し、農地の集積・集約を円滑に進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

協定農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に担い手への集積・集約化を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

効率的な地域営農の持続を図るため、水路、農道、ほ場等の管理・更新を適切に実施し、必要に応じ基盤整備事業の検討を行う。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JA等と相談体制を確立していく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域の担い手への作業委託で合理化を図り、耕作放棄地の発生防止に努めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ・イノシシ等の被害情報があれば、速やかに対応できる体制の整備を行う。
- ・協定農用地及び水路農道の保全管理を継続して行う。